

京都市教育長告示第3号

京都市立高等学校の通学区域に関する規則施行規程の一部を次のように改正する。

令和8年9月1日

京都市教育長 稲田 新吾

第1条第2項中「、高等学校入学志願者の保護者届（第1号様式）に」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「高等学校入学志願者の住所に関する届（第2号様式）に」を削り、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条第1号及び第2号中「とき」を「とき。」に改める。

第3条第1項中「通学区域外就学許可申請書（第3号様式）に」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、通学が著しく困難であることにより当該許可を受けようとするときは、就学しようとする市立高校の校長を経由するものとする。

第3条第2項を削る。

第4条中「、府外居住者の就学許可申請書（第4号様式）に」を削り、「教育長に提出」を「申請」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「府外居住者の就学理由書（第5号様式）」を「その旨」に、「提出しなければ」を「届け出なければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（補則）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第1号様式から第5号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示は、令和9年4月1日以後に京都市立高等学校に入学する者に適用し、同日前に入学する者については、なお従前の例による。

（教育委員会事務局指導部学校指導課）